

行政経営指針に基づく改革

「新たな地域自治の確立」や「市民との関係を含めた行政の役割の見直し」、「継続的な自己改革が行える組織風土の確立」を目指す改革

行動計画改定へ
平成18年3月公表予定
(計画期間：平成17～21年度)
18年度以降

行動計画
(計画期間：平成15～19年度)
15年度～17年度

段階的な展開

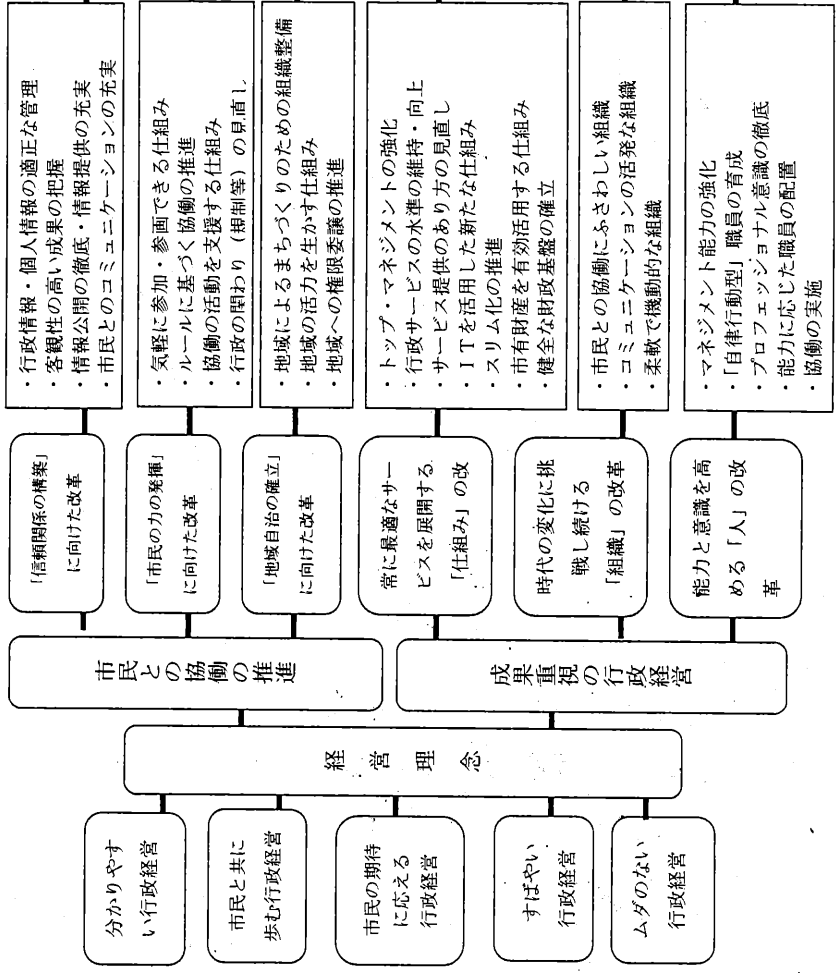
▽経営理念

行政経営指針
私たち職員は、市民との協働を通じ、限りある経営資源で、最大の効果をあげる行政サービスを提供し、市民満足の向上を目指します。

▽指針の体系

【5つの行政経営像】【2つの方向性】【6つの改革】

【26の取組の柱】



行動計画の改定
・社会経済環境の変化に対応する取組内容の見直し
・国の新地方行政指針による「集中改革プラン」への対応

「集中改革プラン」
①事務・事業の再編・整理、廃止・統合
②民間委託等の推進
(指定管理者制度の活用を含む。)
③定員管理の適正化
④手当の総点検をはじめとする給与の適正化
⑤第3セクターの見直し
⑥経費削減等の財政効果

計画を改定し、平成18年3月に公表
(新計画：平成17～21年度)
【改定方針】
◎「[at Home]」の視点による市民サービスの向上
・市民協働のさらなる推進
・市が事業を行う必要性の積極的な見直し
・事務事業のスクラップの徹底
・外部資源、ICTなどによる効率化の推進
・「おもてなしの精神」によるサービス向上



市民協働推進指針の概要

はじめに

【策定の背景】

本市をめぐる状況の変化（地方分権の進展に伴う自治体の取り組み、市民のまちづくりへの参加意識の高まり）などに的確に対応するには、行政だけではなく市民との協働が必要

【指針の位置づけ】

市民協働に取り組んでいくために、市民と市がお互いに共有する「指針」として策定したものと位置付け

【目指すもの（目標）】

「私たちは、この指針のもとで、すべての市民や市が、共にまちづくりについて考え、共に行動することで、幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指します。」

I 現在のまちづくり

1 現在のまちづくりにおける協力・連携

市民と市や、市民同士での連携・協力の動きの芽生え（情報の共有の状況、市政への参加・参画の状況、地域団体・NPOの活動の状況）

2 市民や市が協力してまちづくりを行う必要性

- ・市民一人ひとりの声を反映したまちづくりの推進
- ・市民同士、市民と市の連携・協力の必要性

3 市民や市が協力してまちづくりを行っていくための課題

- ・情報をさらに共有できる仕組みづくり
- ・一層参加・参画しやすい仕組みづくり
- ・市職員の意識改革と組織体制の充実
- ・まちづくりに関する意識醸成、担い手づくり
- ・市民活動がしやすい環境づくり
- ・協働・連携を評価する仕組みづくり

新しいまちづくりへの転換

II 新しいまちづくりに向けて

1 市民協働によるまちづくりとは（定義）

【市民とは】 宇都宮市に住んでいる人、地域団体、NPO、企業など、宇都宮市のまちづくりに関わるすべての人や団体
 【まちづくりとは】 このまちに関わる人たちが、自分たちのまちがどういうまちであらうかということを考え、より暮らしやすい空間や社会、制度をつくっていくために行う全ての行動
 【市民協働とは】 私たちのまちについての共通の目標を実現するために、私たちが対等の立場に立ち、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を發揮しあいながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取り組んでいくこと

2 基本的な考え方

(1) 市民協働を行う上での4つの約束ごと（基本原則）

- 市民協働を推進していくための原則
- ・相互理解の原則
- ・評価の原則
- ・自律性の原則
- ・公開の原則

(2) まちづくりにおける私たちそれぞれの役割（役割分担）

- 【市民にできること・やるべきこと（市民の役割）】
 - ・市民にできるサービスの提供
 - ・豊かな生活感覚に基づいたまちづくり
 - ・市民活動を通じたまちづくり など
- 【市にできること・やるべきこと（市の役割）】
 - ・まちづくりを円滑に進めるための仕組みづくり
 - ・市民が行うまちづくりへの協力、支援、参加
 - ・市がやるべきサービス提供 など

III 市民協働の進め方

1 市民協働を進める上での方針

- お互いの情報を共有します
 - ・情報を提供する機会や手段の充実
 - 情報が適切に公開される仕組みづくり
- 意識醸成や担い手づくり、組織の改革を行います
 - 市民協働を担う人材の育成
 - ・職員の意識改革
- 参加、参画しやすい事業、活動を行います
 - ・パブリックコメント・ワークショップなどの積極的な活用
 - 参加・参画していくための新たな仕組みづくり
- 市民が活動しやすい環境をつくります
 - 地域ことは地域で解決できるまちづくり
 - ・活動拠点や、市民活動の窓口の充実
- 協働事業の評価、公開に努めます
 - 評価の仕組みづくり

2 市民協働の手順

- 市民協働の段階と手順（前提）情報の共有
- ①まちづくりの課題の発見
- ②課題への取組と仲間探し
- ③課題解決に向けた提案と合意
- ④協働による課題への取組と課題解決
- ⑤事業計画や事業内容の評価、公開

おわりに

- ・市民協働のまちづくりを進めていくためには、自らの権利や義務に基づいて行動していくことも重要
- ・より一層の協働の推進を目指し、モデル事業の活用などの積極的な取組が必要
- ・市民協働をまちづくりの原則として、より強固に位置付けていくため、今後自治基本条例などを策定する際には、その中でも位置付けていく必要がある
- ・市民協働のまちづくりを進め、地域自治へののステップとするために私たちが共有する指針として策定

〔地区行政の推進に係る大綱の概要〕

1 地区行政の推進について【総論】

《地区行政とは》

地方分権時代にふさわしい自立した自治体の確立と地域主体のまちづくりの実現に向け、市民と行政の協働の考え方や行政サービスの方向を踏まえ、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービス拡充や、市民との協働の推進など住民主体の地域づくりを進めるもの

*大綱の性格 … 本市のこれまでの取組を踏まえ、現行市域内における今後の地区行政のサービス機能や地域まちづくりの方向性・枠組みを示すもの

*大綱策定に当たって … 合併町における地域自治組織については、地区行政の推進方向との中長期的な整合を視野に、別途、検討

… 当面、各種行政サービスを軸として、概ね現在の地区市民センター区域を対象に、また住民活動との連携など地域のまちづくりに関しては、地域まちづくり組織の単位を基本に推進

◎ 現状及び課題

地域での行政サービス

- これまで本庁での各種行政サービスの展開を中心に、周辺部においては地区市民センターを拠点に窓口サービスや生涯学習事業の一部を実施
- 市民の利便性の向上に向け、本庁一極集中から、身近な地域における行政サービスの拠点を中心とした、総合的・効果的なサービス展開が必要

地域におけるまちづくり

- 各種事業の対象地域や住民活動は、中心部は概ね小学校区域、周辺部は中学校区域（連合自治会区域）を基本に展開
- 地域の特性に応じた魅力あるまちづくりに向け、計画策定や事業推進などのさまざまな過程で、各種住民組織とこれまでに以上に連携を強化していくことが必要

◎ 目標

市としての一体性のもと、「地域でできることは地域で」との考え方を基本に、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開及び地域の特性を生かした住民主体のまちづくり次のような地区行政を実現

～地方分権時代にふさわしい団体自治の強化はもとより、住民自治の拡充・強化を目指すもの～

市民生活に密着した総合的なサービスの推進

- 全市民的な観点から本庁一極集中で担うべきものを除き、日常生活に密着したサービスをできる限り地域において実施
- 地域での総合的な行政サービスを担えるよう、地域における行政機能・権限を強化

地域のまちづくり機能の強化

- 身近な地域の行政サービス機関（総合出先機関）を軸として、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進
- 住民総意に基づく地域のまちづくり計画の策定や、住民自らの力による課題解決などを通じて、地域の自治

Ⅱ 実現に向けた取組Ⅱ

◎ 「市民生活に密着した総合的なサービスの推進」に向けた取組

○ 地区市民センターを「支所」として機能強化（平成17年度～）

- 本市におけるこれまでの地区行政推進の経過や地域への定着度合い、円滑な移行の確保などの観点から、周辺部にあっては現行の「地区市民センター」を拠点とし、「支所」機能への強化を基本路線に、サービス拡充や権限強化を推進。また、中心部については、本庁を中心に地区行政推進に係るサービス・地域づくりを展開
- 市民サービス向上を最優先に可能な限り早期に改革を推進することとし、平成17年度から「支所」として再編整備し、機能を拡充・強化

◎ 「地域のまちづくり機能の強化」に向けた取組

○ 地域自治の拡充

- 身近なまちづくりは地域の住民自らが考え、実践できるよう、情報共有化や協働の実践、住民活動の支援などを通じ、地域における自治機能を順次、拡充強化
- 地域住民の意向や特性を生かしたまちづくりに向け、地域の住民総意に基づきまちづくり計画策定など、行政への住民関与の度合いを意見や要望の反映から住民主体の計画策定へと段階的に強化
- こうした市民との協働によるまちづくりを通じ、地域自治の確立・発展を志向

* 地域区分の設定

- 周辺部は現行の地区市民センター所管区域（11地区）を基本とし、中心部についても1つの地区として捉え、地区行政を推進
- 各地域の特性を踏まえ、市の全体方針に基づく地域ごとの計画策定など、地域区分を施策事業に反映
- 将来に向けては、まちづくりの基本となる区域のあり方について市民と十分に協議・検討

2 地区行政の推進について【各論】

◎ 行政サービスの拡充

- 日常生活に密着したサービスを優先して拡充
 - ・ 市民の利便性向上の観点から、市民生活部門や保健福祉部門に係るサービスを中心に、可能な限り拡充
 - ・ 特に保健福祉サービスについては、子どもや高齢者・障害者など多くの市民にとって日常的に必要なこと、利用者の利便性や地域との密接な連携（健康づくり推進員や在宅介護支援センター等の各種保健福祉施設等）を確保するために、身近な地域で総合的に展開すべきものであること等を踏まえ、速やかに先行実施
- 多様な行政機能を段階的に拡充
 - ・ サービス拡充に当たっては、取組の効果が市民が実感できる具体的な改革の実現を第一に、費用対効果も十分に勘案し、日常的な高いものや地域で実施することのできるもの等の等を最優先に、段階的に拡充

〔平成16年4月～ 本庁及び3地区市民センター（平石、富屋、姿川）に保健師等を拠点配置し、保健と福祉に係る総合相談や訪問指導等、きめ細かな対応を推進〕

◎ 地域のまちづくり

- 住民主体の地域づくりの推進
 - ・ 住民主体の地域のまちづくりに向け、地域まちづくり組織（任意組織）のもと、各地域での自主的な話し合いを通じ地域の課題や対応策を検討していくとともに、行政としても課題検討の進め方の支援や行政計画の情報提供など、地域づくり支援機能を発揮
 - ・ 地域に係る行政計画策定への参画や、施策事業への意見・提言を行うための仕組みづくりとともに、それらを担う「住民代表組織」についても、中期的な観点から、その必要性や位置付け（組織構成や設置単位、地域まちづくり組織との関係など）を検討
- 地域まちづくり計画の策定
 - ・ 地域ごとに策定したまちづくり計画を、内容の発展に応じ段階的に市の行政計画としての確に反映・位置付けるなど、「意見反映」のレベルから「自己決定」へと段階的に強化
 - ・ 当面は実施可能な地域から、地域が自ら主体的に地域カルテや地域のまちづくりに係る計画を策定し、その中で行政が実現すべきもの等は総合計画実施計画等に反映
 - ・ 中長期的には、協働の理念のもと、地域まちづくり組織と市が調整を図りながら、全域で地域まちづくり計画を策定し、市が主体的に推進すべき施策事業を総合計画基本計画や分野別計画などに反映

《主な行政サービス内容》

_____ : 新たに実施・拡充するサービス

分野	短期的に実施	段階的に拡充
市民生活	・ 日常生活に関する行政相談に係る窓口の開設 ・ 各種窓口サービスの拡充（申請・届出等の窓口業務の取次ぎを含む。）	・ 窓口サービスのさらなる拡充（ワンストップサービス、申請等の手続きの電子化等） ・ 相談機能の充実（テレビ電話などITの活用等）
保健福祉	・ 総合相談機能の拠点設置 ・ 地域における健康づくり活動の推進 ・ 訪問指導や健診、講座・教室等の地域展開 ・ 日常的な各種申請等の受付・処理の拡充	・ 保健福祉サービスの段階的な強化・拡充 ・ 地域の保健福祉資源との密接な連携によるサービスの充実
環境都市整備	・ ごみ処理・減量、リサイクルの相談対応・指導 ・ 地域内の環境保全のニーズ把握、要望取次ぎ等 ・ 生活道路や街区公園等の公共施設の緊急的な維持補修等の要望取次ぎ	・ 地域内の環境保全に係る事業（意識啓発・リサイクル教室等）の実施 ・ 各所管課との連携による要望等への迅速な対応 ・ 地域内の公共施設に係る緊急な緊急補修の対応
生涯学習等	・ 行政の各種施策や、地域に関する課題等の学習機会の拡充	・ 住民主体での地域課題解決に必要な学習プログラムの策定支援
税務	・ 市税、税外収入金の収納 ・ 税務・納税に関する啓発、軽易な一般相談や吉情対応・取次ぎ	・ 税務関連サービスの拡充

《地域のまちづくり（主な取組）》

_____ : 新たに実施・拡充するもの

分野	短期的に実施	段階的に拡充
計画策定、広報広聴	・ 地域の課題解決（身近な公共施設やまちづくり事業等）に当たっての住民組織の意見反映 … 課題提示、意見交換、要望・総意の取りまとめ支援 ・ 地域カルテ等による地域の課題・ニーズの収集、地域資源のデータベース化 ・ 地域に係る各種事業等の行政情報等の共有、意見交換	・ 住民組織による「地域まちづくり計画」の策定の支援 ・ 地域の潜在的課題や中長期的課題の発掘、解決方針の協議 ・ 意見交換・協議の内容等の充実
まちづくり活動の支援	・ 住民活動の支援 … 機会・場の提供(拡充)、団体育成の支援等 ・ 住民との連携 … 公園・河川愛護会等との連携（地域の公共施設の維持管理、環境美化）	・ 住民組織への身近な公共施設の管理委託、まちづくりに係る事業等の委託など協働の推進 ・ 住民主導による課題解決の支援

○ 中長期的な課題

- ・ 本大綱に掲げた取組方針等を基本に、各地区市民センターを拠点とした多様な行政サービスのさらなる拡充状況や、地域主体のまちづくりの発展度合いなどを踏まえ、中心部を含め、地区行政推進を軸とした行政体制について、継続的に見直し・再構築

宇都宮市地区行政推進計画 <概要版>

<計画の目指すもの>

- ・市民に身近な場所での総合的な行政サービスの展開(「庁内分権」の推進)
 - 多様化・高度化する市民ニーズにより的確に対応したサービスを提供するため、市民に身近な場所である地域行政機関における機能や権限を強化する。
- ・地域の特性を生かした住民主体のまちづくりの推進(「住民自治」の推進)
 - 地域の個性・特性を生かしたまちづくりを行うため、地域住民が自ら地域課題を発見し、解決していくための自治の自発の取り組みを構築し、住民主体のまちづくりを推進する。

<支所機能と本庁機能の考え方>

- ・支所機能
 - 市民の身近なところにおける行政サービスの提供と地域まちづくりの拠点機能
 - ⇒ 地域住民の窓口、市民参画と自主活動の促進、地域に関する事業執行 など
 - ・本庁機能
 - 本市の中核を担う機能として、各部門の統括と地域行政機関の統括支援機能
 - ⇒ 全庁的な視点の事業の執行、地域行政機関の統括と支援 など
- ⇒ 中心部や周辺部の区別なく、全庁一律に地区行政を推進していく。

<地域における協働推進の考え方>

- 行政の役割
 - 情報共有できる仕組みづくり、意識醸成と担い手づくり、参加参画の仕組みづくり、活動しやすい環境整備・支援
- 地域(住民・団体)の役割
 - 地域住民：まちづくりの主体としての自覚と活動への参加
 - 地域団体：まちづくりの主体としての自覚と活動の展開、地域における協働の形成

◎ 施策の方向

- 市民に身近な場所での総合的な行政サービスの展開
 - ・地域行政機関において利便性の向上と生活に密着したサービスの提供
 - ・地域まちづくりを推進するために実施する行政サービスの提供
 - ・総合的な行政サービスの展開に必要な権限、予算、人員等を移譲
- 地域のまちづくりの推進
 - ・地域課題の把握・住民ニーズの施策への反映
 - ・自主的な地域まちづくり活動の促進
 - ・地域に根ざした行政経営の推進

(1) 市民に身近な総合行政サービスの展開に向けた取組

● 市民の利便性を向上するために実施する取組

- <計画期間の目標>
 - ・窓口サービスの拡充
 - 地区市民センター及び出張所で完結できるサービスの拡充
 - ・サービス提供の迅速化、効率化の推進
 - 情報機器の導入によるサービスの提供

● 市民生活に密着したサービスとして実施する取組

- <計画期間の目標>
 - ・関係機関等と連携したサービス提供
 - 保健福祉などと生活に密着したサービスを提供の充実
 - ・近接地域でのサービスの充実

<当面の取組み>

- ・保健福祉申請受付業務の拡充
- ・図書館送書業務の拡充

<当面の取組み>

- ・地域包括ケアセンターの支援
- ・子育て支援家庭訪問指導の実施
- ・子育て講座の実施

(2) 地域のまちづくりの推進に向けた取組

● 地域課題の把握・住民ニーズの施策への反映のために実施する取組

- <計画期間の目標>
 - ・情報連携システムの構築
 - 地域施策や地域まちづくり組織などの情報を自由に入手、発信できる仕組みを構築
 - ・地域ビジョンの策定
 - まちづくりのための指針策定とビジョンを地域住民と行政が共有した施策推進等に取り組みを推進
 - ・地域住民の意見を反映した施策の実施
 - 地域住民の参加参画による地域の意見を反映した施策の実施

● 自主的な地域まちづくり活動を促進するために実施する取組

- <計画期間の目標>
 - ・自治意識の醸成
 - 住民自治や協働のまちづくりの意識醸成
 - ・地域まちづくり組織の機能強化
 - 地域まちづくり組織が中心となった取組み支援を充実
 - ・住民活動支援の充実
 - 地域住民による自主活動の支援策の充実強化

<計画期間の目標>

- ・情報交換カールの作成・活用
 - 37 地区住民組織による地域ビジョンの策定
 - ・地域安全診断、防犯マップ作成
 - ・生活交通確保対策事業
 - ・青少年の居場所づくり事業 など

<計画期間の目標>

- ・自治意識の醸成
 - 住民自治や協働のまちづくりの意識醸成
- ・地域まちづくり組織の機能強化
 - 地域まちづくり組織が中心となった取組み支援を充実
- ・住民活動支援の充実
 - 地域住民による自主活動の支援策の充実強化

● 地域に根ざした行政を推進するために実施する取組

- <計画期間の目標>
 - ・市民と行政の協働による地域課題対応ネットワークの形成
 - 地域課題(防犯防災、ごみ、道路等)に対応する事務事業の拡充による各種団体等との連携を強化するとともにネットワークを構築
 - ・地域ブランドの創出
 - 物的、人的資源など郷土意識を醸成するような地域の特性や強みを住民が認識するための講座や事業を実施

<地域行政エリア>

- ・地域に身近な行政サービスの提供と住民と行政との連携による地域づくりを実施するエリア
 - ⇒ 総合行政サービスは、周辺部では地区市民センター所管エリアで、中心部では本庁と3出張所所管エリアで提供
 - ⇒ 地域まちづくり活動の支援は、中心部では25地区をブロック化して展開

<基幹的地域行政エリア>

- ・専門的なサービスの提供と広域的なまちづくりを実施するエリア
 - ⇒ 将来的に地域に求められる施策・事業も含めたその一体的な拠点エリアを基幹的地域行政エリア(拠点エリア)を検討

◎ 地区行政の推進体制

<地区市民センターの体制>

- 地区市民センターの機能強化
 - ・地域活動のコーディネーター役として機能や各所管部門に対する説明要求や意見陳述などの機能を強化
- 窓口サービスの提供体制
 - ・窓口業務に広範囲な専門知識を持つ職員を配置と研修による資質の向上
- 組織体制の確立
 - ・民間活力や電子システムの活用により、柔軟かつ機動的な組織体制の再整備
 - ・地区行政の推進状況により、施設の機能整備の計画的な再整備

<本庁所管部門の体制>

- 地区行政課の役割
 - ・地域政策の企画調整
 - ・地域政策の推進を担う機能を付加し、全庁的に取り組む体制を強化
- 各所管部門の役割
 - ・各部署、各課に地区行政を推進する機能を付加し、全庁的に取り組む体制を強化

<地域予算制度の構築>

- ・地域の創意工夫を重視した地域振興予算と地域づくりのための補助金
- <中心部における地域まちづくりの推進体制>
 - ・中心部の展開エリアでは、まちづくり活動支援と生涯学習活動を一体的に推進

○ 毎年見直しを行い、新規事業の起り起こしと計上事業の進行管理を行う。